

高齢者虐待防止事業

【資料1-2】

【R6 年度目標】 高齢者虐待の早期相談・早期対応につながるよう、住民やへの周知や関係者向けの研修会を開催する。

	R5 年度の実績と課題	R6 年度の取組み
相談通報 件数 ※R6.2.29 現在	●55 件（内：虐待等と判断 36 件） ⇒年々増加傾向にある。（虐待防止法に準ずる対応も含む） ⇒『養護者』の定義、判断・対応等について包括で再確認を行った。	●相談通報件数の増加に加えて、複雑なケースが多い。関係機関と情報共有・連携しながら対応を行う。 ●包括職員向け研修を開催し、職員の対応力向上を目指す。
普及啓発 活動	●相談窓口の周知。（包括チラシ） ●市報掲載（2.1 号） ●民生委員へパンフレット配布 ●講座の実施	●住民からの相談が微増しているため、窓口の周知を継続して行う。 ●市報掲載（9 月予定）
早期発見・ 相談体制の 整備	●ケアマネジャー等との連携 ⇒ケアマネジャーや事業所が関わっていても相談が無い、相談までにタイムラグがあるというケースが多い。再度周知が必要。 ⇒認知症のため事実確認が難しいケースが多い。	●ケアマネジャー・事業所向け『事例報告会』の開催。 ●職員の対応力向上に向け、研修の開催や、市虐待対応マニュアルの見直し等を行う。
高齢者の 保護体制	●やむ措置：0 件（R4 年度：3 件） ●高齢者自身が転居したケースが数件あった。（市全体：5 件） ⇒“養護者による虐待”として判断できないケースで保護が必要な場合の体制ができていない。 ⇒分離やサービス追加が必要と思われるも、高齢者自身が望まないため支援できない。	●R6 年度～ 緊急一時保護事業開始予定。緊急性があり、自立度が高く金銭的に余裕のない高齢者について保護を行う。 ●養護の関係にない DV 等のケースが増加している。関係機関と連携し対応を行う。
養護者への 支援体制	●認知症カフェ・介護者のつどいの開催 ⇒経済的な問題や就労、ひきこもりといった問題もあるケースが増加している。関係機関を巻き込んだ対応が必要。	●介護者のつどい、認知症カフェ等の開催を継続。 ●複雑なケースが多く、関係機関との連携が必要。ケース会議への出席依頼や同行訪問等、協力を依頼していく。
ネットワーク 会議	●令和 5 年 8 月 31 日（木）開催	●認知症対策推進会議と合わせて、年 1 回開催予定